

## 新型インフルエンザ流行警報発令について

平成21年11月25日  
 島根県危機管理対策本部  
 薬事衛生課 成相、糸川  
 0852-22-6530

インフルエンザサーベイランスについては、県内の38医療機関（定点医療機関）から、毎週、インフルエンザ患者数の報告を受けています。

平成21年第47週（11月16日～11月22日分）の定点当たりの報告数が**37.26**となり、流行発生警報の基準値30を超えました

今後さらに流行が拡大する可能性があるため、本日（11月25日）「インフルエンザ警報」を発令しました。

引き続き、国、県や市町村からの情報に注意していただき、一人一人が、手洗いやうがい、咳エチケットの励行など、感染予防に努めていただきますようお願いいたします。

### 【県民への呼びかけ】

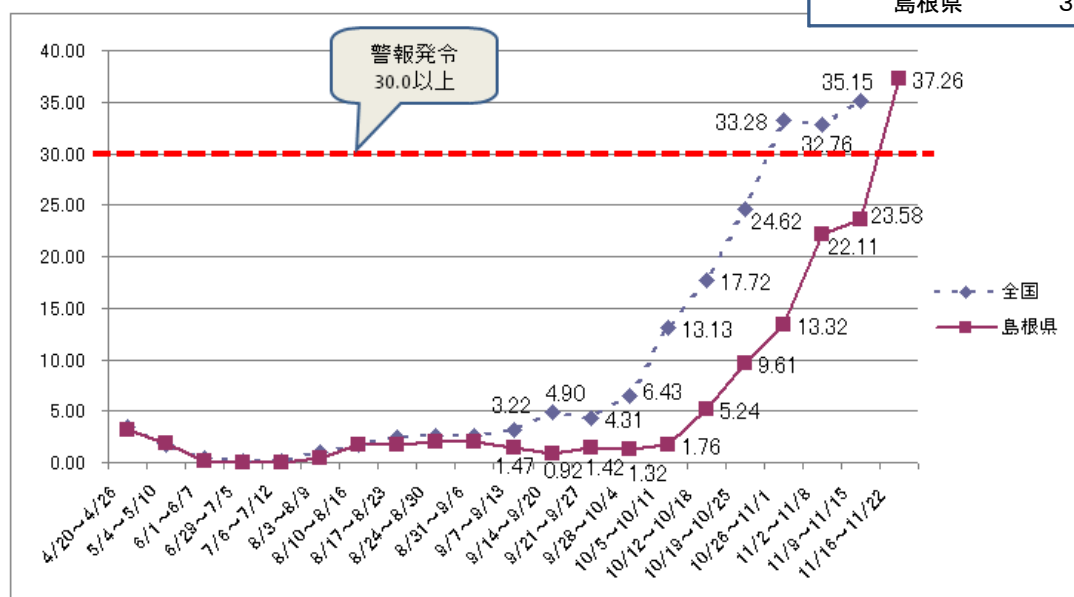
- 患者数が急増しています。手洗い、うがいの励行や人が集まる場所への外出を避ける等、個人で出来る感染予防策をしっかりとって下さい。
- インフルエンザと診断された方は、外出を自粛し、医師の指導に従って自宅において療養をして下さい。
- インフルエンザと診断された方の家族や同じ職場の方（濃厚接触者）は、症状がない場合、一般的には職務を継続することが可能です。咳エチケット、マスクの着用や手洗いの励行と朝夕の検温等の健康管理を行い、体調が悪化した場合には早めに医療機関を受診して下さい。
- 緊急の場合を除き、夜間・休日の医療機関への受診はできる限り避けて、平日の昼間に受診するようにして下さい。

※) 詳しくは、県のホームページをご覧ください。

### 【インフルエンザサーベイランス状況】

平成21年 週別発生状況（定点当たり報告数）

感染症発生動向調査  
 定点: 全国 4,780医療機関  
 島根県 38医療機関



注釈) 定点当たり報告数=1週間に定点医療機関を受診した患者数/定点医療機関数